

○さいたま市浦和区の投票区及びその区域

投票区	投票区域
第 1 投票区	上木崎 5 丁目、上木崎 8 丁目、大原 1 丁目、大原 2 丁目、大原 3 丁目、大原 4 丁目、大原 5 丁目及び大字三崎
第 2 投票区	上木崎 7 丁目、木崎 2 丁目、木崎 3 丁目及び木崎 4 丁目
第 3 投票区	上木崎 1 丁目、上木崎 2 丁目、上木崎 3 丁目、上木崎 4 丁目 2 番、3 番及び 8 番
第 4 投票区	針ヶ谷 3 丁目、上木崎 4 丁目 1 番、上木崎 4 丁目 4 番から 7 番まで及び上木崎 4 丁目 9 番から末番まで
第 5 投票区	北浦和 5 丁目 15 番から末番まで及び針ヶ谷 4 丁目
第 6 投票区	針ヶ谷 1 丁目 1 番から 20 番まで及び針ヶ谷 2 丁目 1 番から 16 番まで
第 7 投票区	領家 6 丁目及び領家 7 丁目、針ヶ谷 1 丁目 21 番から末番まで及び針ヶ谷 2 丁目 17 番から末番まで
第 8 投票区	上木崎 6 丁目、領家 4 丁目及び皇山町
第 9 投票区	木崎 1 丁目、大東 1 丁目、大東 2 丁目 9 番から 14 番まで並びに大東 3 丁目 15 番及び 16 番
第 10 投票区	木崎 5 丁目、大東 2 丁目 1 番から 8 番まで、大東 2 丁目 15 番から末番まで、大東 3 丁目 1 番から 14 番まで及び大東 3 丁目 17 番から末番まで
第 11 投票区	瀬ヶ崎 2 丁目、瀬ヶ崎 3 丁目及び瀬ヶ崎 4 丁目
第 12 投票区	領家 3 丁目、瀬ヶ崎 1 丁目及び瀬ヶ崎 5 丁目
第 13 投票区	領家1丁目、領家2丁目、駒場1丁目及び駒場2丁目
第 14 投票区	北浦和1丁目、領家5丁目及び元町3丁目
第 15 投票区	北浦和2丁目及び北浦和3丁目
第 16 投票区	常盤9丁目30番1号、30番16号及び30番22号、常盤9丁目31番から末番まで、常盤10丁目8番から18番まで、常盤10丁目20番から末番まで、北浦和4丁目並びに北浦和5丁目1番から14番まで
第 17 投票区	常盤3丁目4番から6番まで、常盤3丁目9番から11番まで、常盤3丁目14番から16番まで、常盤9丁目9番から29番まで、常盤9丁目30番2号から30番15号まで、常盤9丁目30番17号から30番21号まで、常盤9丁目30番23号から30番末号まで、常盤10丁目1番から7番まで及び常盤10丁目19番
第 18 投票区	常盤3丁目17番から末番まで、元町1丁目及び元町2丁目

第 19 投票区	本太3丁目24番から末番まで、本太4丁目13番から末番まで及び本太5丁目27番から末番まで
第 20 投票区	本太1丁目37番及び38番、本太2丁目2番から8番まで、本太2丁目18番から末番まで、本太3丁目1番から23番まで、本太4丁目1番から12番まで並びに本太5丁目3番から14番まで
第 21 投票区	常盤2丁目、常盤3丁目1番から3番まで、常盤3丁目7番、8番、12番及び13番、常盤5丁目並びに常盤9丁目1番から8番まで
第 22 投票区	高砂4丁目、仲町4丁目、常盤6丁目、常盤7丁目及び常盤8丁目
第 23 投票区	仲町1丁目、仲町2丁目、仲町3丁目、常盤1丁目及び常盤4丁目
第 24 投票区	東高砂町、東仲町、本太2丁目1番、本太2丁目9番から17番まで
第 25 投票区	東岸町、前地1丁目、前地2丁目
第 26 投票区	岸町1丁目、岸町4丁目、岸町7丁目、高砂1丁目、高砂2丁目及び高砂3丁目
第 27 投票区	岸町2丁目、岸町3丁目、岸町5丁目、岸町6丁目、神明1丁目7番から9番まで、神明1丁目18番から末番まで及び神明2丁目5番から末番まで
第 28 投票区	前地3丁目、本太1丁目1番から36番まで、本太1丁目39番から末番まで、本太5丁目1番及び2番並びに本太5丁目15番から26番まで